

つくば構造生物産業利用推進共同体細則

平成18年4月1日制定
平成21年4月1日改訂
平成22年11月30日改訂
平成29年1月6日改訂
令和2年4月1日改訂
令和4年2月27日改訂

第1条 (目的)

この細則は、つくば構造生物産業利用推進共同体規約（以下、「規約」とする。）第8条に規定する施設利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (施設利用)

企業会員は正会員および準会員によって構成される。

正会員は、一年度あたり400万円以上の施設使用料を大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構へ支払うものとする。

準会員は、一年度あたり100万円以上の施設使用料を大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構へ支払うものとする。

年度途中の入会の場合、当該年度に正会員および準会員が支払うべき最小の施設使用料は、入会日からの残りの日数に応じたものとする。

なお会員企業の有効期間は、規約第9条に基づき、正会員、準会員ともに5年間とする。

第3条 (諸手続き)

施設利用に関する諸手続きは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構が定める利用約款に従う。

本共同体への企業会員の新規加入の可否、および会員資格の変更については、総会により審議する。

規約第15条にある臨時総会は書面により開催することも可能とする。

第4条 (ビームライン)

本共同体が施設利用として用いるビームラインは、構造生物学研究センターが別途定め、毎年利用の際に正会員、準会員に提示する。

第5条 (個別講習会)

研究開発部門は、正会員に対しては、定期的に個別講習会を開催する

第6条 (議決権)

準会員は、規約第5条に定める企業会員代表者の選出対象とはならず、また総会における議決権を有さない。

附則

1. この規約は、つくば構造生物産業利用推進共同体設立の日から実施する。